

# 栃木県公報

平成26年7月8日(火) 第2595号

	目	次	
	告	示	
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	605
○補助金等の名称等を定める告示の一部改	文正		
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	公	告	
○基本測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
○建築士の免許の取消し	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	607
_			
	告	示	

### 栃木県告示第三百二十九号

き、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成二十六年七月十五日から適用する。公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づ

年七月十四日限り、廃止する。なお、公衆浴場入浴料金の統制額を指定する告示(平成十九年栃木県告示第五百四十八号)は、平成二十六

平成二十六年七月八日

栃木県知事 福 田 富 一

imes	$\prec$	#	$\prec$	\(\sigma\)	$\prec$
(十11歳以上の布)		(六歳以上十	- 二歳未満の者)	(六歳未満の者)	
E	3年11十日		百八十円		九十円

(生活衛生課)

#### 栃木県告示第三百三十号

成二十六年度分の補助金等から適用する。補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平

平成二十六年七月八日

栃木県知事 福 田 富 一

農政部の部経済流通課の款に次のように加える。

番田金田様子グラルを事業を受ける。	取価向う域項品がたか嬢地を化及、産おの産お、食品を化及、産お、成産て風味なり、球なに、大阪の物・以し物年上、株別の高部で、て下た及産等のは付付知と」に優びさをのった、加度・地の良県れ生気	るのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのでは、 知田体となっては、 知田体をひては、 を見しなるのでは、 を発展したない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	内経費の二分の一以当該事業に要する	<b>刊</b> 烟 翼 <b>心</b> 貅
-------------------	---	---	-------------------	-------------------------

る経費 を経費する。 地域農産物ブランド化支援事業に要すて農業経営の安 第十七号農政部長通知)に基づき行うを実現し、もつ 要領(平成二十六年四月一日付け経流 産性の高い農業 が地域農産物ブランド化支援事業実施 ことにより、生 項において「生産組合等」という。)

(経済流通課)

# 栃木県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年7月8日から同年8月6日まで一般の縦 覧に供する。

平成26年7月8日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
70	前	宇都宮市大谷町1101-11 宇都宮市大谷町1311-2		7.5~9.6	363.0		
	後	宇都宮市大谷町1101-11 宇都宮市大谷町1311-2		12.4 ~ 20.5	363.0		

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 大谷観音線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
0.4	前	宇都宮市大谷町1135か 宇都宮市大谷町1092-		$7.7 \sim 24.4$	200.0		
84	後	宇都宮市大谷町1135か 宇都宮市大谷町1092-		$7.8 \sim 32.3$	200.0		

(道路保全課)

# 公 告

### ○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月8日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量 (オルソ作成)

2 作業地域

栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、足利市

3 作業期間

平成26年8月11日から平成27年3月31日まで

(監理課)

## ○建築士の免許の取消し

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定による免許の取消しをしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 免許の取消しをした年月日 平成26年5月20日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号 大山 安弘
  - 二級建築士

栃木県知事登録第5693号

3 免許の取消しの理由 本人からの免許の取消しの申請(建築士法第9条第1項第1号該当)

(建築課)